

# 令和4年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和4年12月8日(木) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和4年12月8日(木) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
防災課長	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦
住民生活課長	鈴木 知寿	福祉課長	平田 章浩

健康こども課長	朝比奈礼子	産業課長	長野了
建設課長	中村安宏	定住推進課長	森下友幸
上下水道課長	岡本教夫	学校教育課長	塩澤由記弥
社会教育課長	松浦博		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

- 議案第85号 森町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第86号 森町定年退職者等の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 議案第87号 森町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 森町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第90号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第92号 森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第93号 令和4年度森町一般会計補正予算（第12号）
- 議案第94号 令和4年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第95号 令和4年度森町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第96号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

< 議事の経過 >

議長

( 中根幸男 君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

発言するときは、マイクボタンを押し、マイクの正面から発言するように、また、発言が終了したときにも、マイクボタンを押しようにお願いします。

日程第1、議案第85号「森町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子 君 ) 5番、川岸でございます。

今回の条例の改定は、令和3年の地方公務員法の一部改正により、職員の定年退職年齢の引き上げ等により、条例改正するものです。国が決めたことですが、大変大きな変更で、町もその変更を行っていく必要が出てきているということです。2年ごとに1歳ずつ定年年齢を引き上げていくということになっているのですが、つまり10年かけて定年年齢が引き上げられていくのですが、職員数が増えていって人件費も増えていくのではないかなと想像するのですが、今後、職員の定数を増やしていくという計画なのか。

また、新規の採用というものも必要になってくると思う中で、今後のそういう採用計画について、どのように考えているかお聞かせください。

議長

( 中根幸男 君 ) 村松総務課長。

総務課長

( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただ今の川岸議員のご質

問にお答えをいたします。

今回の定年延長につきましては、暫定的に年数をかけて、2年に1年ずつ定年延長をしていくというところでございます。まず、定年になる60歳になる前段の59歳で、61歳以降の定年延長の勤務意向を確認するというので、選択肢といたしましては、フルタイムで勤務する。それから、定年前の再任用短時間勤務職員として働く。それから、60歳で退職するというような三つの選択肢があるかと思えます。そうした意向確認をする中で、皆さん全員がフルタイムで勤務年数を延長していくというところではないかなと思えますので、そういった意向確認等を進めながら、この定数についても確認をしていきたいと思っております。

この定年前再任用短時間勤務職員につきましては、定数から除外をされます。定数にカウントされる者は、あくまでも勤務延長ということで定年延長されてフルタイムで働く方が定数にカウントされるわけでございますので、先ほど申し上げましたように、その辺りは意向確認を進めながらやっていくということです。

採用計画につきましても、併せて退職者がいないという時期も出てきます。理論的には退職者がいないという時期もありますので、そういったところにつきましては、そういった意向確認、それから業務の状況、人員が不足している部署があるかどうかというようなところも確認しながら、採用等の計画を立てていきたいと思っております。以上です。

議長  
5番議員

( 中根 幸男 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 三つの方法があるということで、その後フルタイムで勤務を選ばれた方についてですが、管理監督職の方は60歳でそれ以外の職に異動するとなっているんですが、その場合は例えばその課の課長さんなら、その課のことをよくわかっておられるのでその課に特に残るといのように持っていくのか。もしくは、全く違う業務に当たることになるかもしれないという可能性があるのか。そこはどのようにしていこうと思っておりますか。

議 長  
総務課長

( 中根幸男 君 ) 村松総務課長。

( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えをいたします。

管理監督職の役職定年をされる方につきましては、今まで役場職員として勤務してきたキャリア等を確認をさせていただきながら、適材適所となるような部署への異動等も考慮していきたいと思っております。以上です。

議 長  
7番議員

( 中根幸男 君 ) 7番、加藤久幸君。

( 加藤久幸 君 ) 7番、加藤久幸です。

この条例改正は、定年退職年齢の引き上げ。また、役職定年制の導入。それから、定年前再任用短時間勤務職員制度の導入。それから、事前情報提供勤務意思確認制度の導入等、各一般企業も定年年齢が今引き上げられていまして、非常に良い条例の改正かなと思います。そうした中で文章を読ませていただいた中で、従前の勤務実績、その他の町長が規則で定める情報に基づく選考というような言葉がたくさん出てきます。その中でこの内容といえますか、勤務実績、あるいはその他、それから規則、それから選考の方法等、そこら辺の詳細をお伺いしたいと思います。

議 長  
総務課長

( 中根幸男 君 ) 村松総務課長。

( 村松成弘 君 ) 総務課長です。ただ今の加藤議員のご質問にお答えをいたします。

定年前再任用短時間勤務職員のことかと思いますが、勤務実績、その他の基準による選考ということでございますけれども、現在、町職員につきましては、人事評価制度ということで、勤務の取組状況、それから求められるその役職に応じた勤務状況というようなところで人事評価制度を行っております。そういった人事評価制度の結果を踏まえて、定年前再任用短時間勤務職員に任用できるかどうかというようなところで、選考をしていくということでございます。以上です。

議 長

( 中根幸男 君 ) 7番、加藤久幸君。

7番議員

( 加藤久幸君 ) 人事評価規程等に基づいて評価をするというようにございました。この勤務実績というのは、勤務実績表とかそういうものがあるかと思います。それから会社で言うと人事評価規程、人事考課規程のような同じようなものかと思います。その規程ですけれども、前年度分なのか、何年前に遡った人事考課の規程なのか、どこら辺が対象になるのか。

それから規則で定める情報という言葉が出てきますけれども、これは11ページの下から10行目くらいですけれども、この規則で定める情報に基づく選考、ここら辺をもう少し細かくお伺いしたいと思います。

それから選考というのは、大体こういう選考をする者は1名でやるよりも何名かでやる方がいいと思うんですが、当然ながら能力、人柄、優劣などをその辺を調べると思うんですが、この選考は町長1名でやるのか、他の方も加わってやるのか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

議長  
総務課長

( 中根幸男君 ) 村松総務課長。

( 村松成弘君 ) 総務課長です。ただ今の加藤議員のご質問にお答えをいたします。

規則に定める選考というようにかと思いますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、やはり人事評価制度というようにところでやっておりますので、そういったところで選考をしていくということがございます。

選考の人数でございますけれども、これは最終決定につきましては、町長でございますけれども、通常の人事異動等に関わる三役等で選考をしていくというようなことがございます。以上です。

議長  
7番議員

( 中根幸男君 ) 7番、加藤久幸君。

( 加藤久幸君 ) よくわかりました。

最後に、人事評価規程の内容は何種類ぐらいあるのか。通常は5種類ぐらいあって、ここはいいけどここが駄目、そういうような評価規定すると思うんですが、その辺の人事評価規程の内容を

教えていただきたいと思います。

議長  
総務課長

( 中根 幸男 君 ) 村松総務課長。

( 村松 成弘 君 ) 総務課長です。加藤議員のご質問にお答えをいたします。

人事評価につきましては、主に大きく二つに分かれておりました、業績評価、それから能力評価ということでございます。業績評価につきましては、本年度自分が担当する業務につきまして、目標を立ててその目標の達成度合いを自己評価して、それを評価者が評価をするということで、概ね5つ程度のそれぞれ個人目標を立てて、その1年間の勤務実績を評価者が評価をするということになっております。それから能力評価につきましては、役職に応じて公平性であるとか積極性であるとかというようなところで、主事、主査、それから係長、課長補佐、いわゆる管理職、そういった役職に応じて求められる能力というものが分類されておりますので、その能力に応じた目標に応じた達成度というようなところを評価をして、一つの人事評価ということで評価しております。以上です。

議長

( 中根 幸男 君 ) 他に質疑はございませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員

( 佐藤 明孝 君 ) 佐藤です。お願いします。

まず最初、川岸議員の答弁によって総務課長がご答弁された内容なんですけど、退職者の年齢の引き上げというところで、全くいない時期があると、退職者のいない時期がある。そういったときにも、新規採用というものはなされるのかどうか。仮にそういった場合に新規採用をなされた場合については、役場の職員の数がまた変更になると思いますけれども、そういった場合については、また条例等の改正を行うのかどうか。

それと、今の加藤議員の質問の内容なんですけど、人事評価制度につきましては、職員の方に目標を立てていただくということなんですけど、この目標を立てるというのは、年度当初に目標を立て

て、自らの設定した目標を課長と役職の皆さんにそれを提出する。提出された役職の皆さんは、それを評価する時期が来たら、その目標に応じてしっかりとそれなりの稼働をしていたかどうかというのを評価するというような形になると思いますが、こういった形で正しいのかどうか。そして、本人が自己評価をするのかどうか。そういったところも含めて、改めてすみませんがご答弁願いたいと思います。

議長

( 中根 幸男 君 ) 佐藤議員。

人事評価制度については、ちょっと今回の議案とは離れるかと思えますので、職員の退職と採用の関係について、お答えいただくようにしたいと思いますよろしくお願いしますかね。

3番、佐藤議員。

3番議員

( 佐藤 明孝 君 ) これにつきましては、先ほどの中で基準による選考というその答弁の中で出た内容になりますから、それに付帯する質問ということでお認めはいただけないでしょうか。

議長

( 中根 幸男 君 ) 先ほどの加藤議員の11ページ、規則で定める情報に基づく選考というところで、人事評価に基づいた選考になるというようなことを総務課長が答弁されておりましたので、その辺に絡めてお答えできる範囲で総務課長にお願いしたいと思います。

村松総務課長。

総務課長

( 村松 成弘 君 ) 総務課長です。ただ今の佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

令和5年度から退職年齢が2年に1歳ずつ引き上げられます。そうしますと退職者が出ない年、年度がございます。具体的に申し上げますと、令和5年度末に退職者がいません。それから令和7年度、それから令和9年度、それから令和11年度、それから令和13年度という、この末をもって退職される方がいないということになります。この定年退職者がいないということになりますけれども、先ほど川岸議員のご質問のときに答弁をさせていただきま

したけども、この定年延長につきましては、フルタイムで働く、そのまま継続して働くのか。それとも一度退職して、定年前再任用短時間勤務職員になるのか。それから純粋に退職するのかというところで、退職年齢を迎える方の皆さんがフルタイムで継続して働くかどうかというところについては、それぞれ意思確認をしなければいけません。そういう意思確認をする中で、当然本来ならば定年退職者がいないけども、60歳でもう退職するという人がいた場合については、そこは1名欠員になりますので、そういったところを踏まえて採用をしていくと。また、定年退職に限らず、場合によっては定年退職前に自己都合で退職される方もいらっしゃるかと思いますので、そういった方がいらっしゃいますことも考えられますので、そこは定数管理等、あと勤務の業務の継続性等を見て、人員が不足するというようなことがある場合については、職員を採用をしていくというところでございます。あとは、年齢構成等も考慮しながら、この定数の条例というのは、ゆくゆくは改正等の検討をしていくということでございます。

それから、二点目の人事評価につきましては、先ほど加藤議員のご質問のときに説明をさせていただきましたけども、年度当初にそれぞれ各職員が目標を立てて一度提出をして、その内容について評価者が評価するわけですけども、中間面談と最終面談というようなこともありますので、そこについて、自己評価ということがございます。自分が今年立てた目標に対して、達成度はどれぐらいかというようなところで自己評価をします。その自己評価と評価者が確認をして最終的な評価をするということで、この人事評価制度についても、ある意味人材育成の面もありますので、そういったところで自己評価をしているということでございます。以上です。

議 長  
3 番議員

( 中根幸男 君 ) 3 番、佐藤議員。

( 佐藤明孝 君 ) 勤務評定の関係、今のご答弁でよくわかりました。ありがとうございます。

それでは、もう一点お願いします。

今回のこの条例改正の中で、降給・降任・減給等いろいろな言葉が出てまいります。全てが分限処分、懲戒処分にも使われているのと同じような言葉になっていますが、今回の場合については、真面目に勤務された方が新たに勤務をされるということになりますから、この減給とか降任、降格とかというような言葉。最も分限処分につきましては、公務執行の維持のために行われる処分ということで懲戒処分とは全く異なる処分環境にあるものだとは思いますが、内容としてちょっと言葉的にそういったところを別の言葉にするといったお考えはなかったのでしょうか。それを最後にお聞きしたいと思います。

議長  
総務課長

( 中根 幸男 君 ) 村松総務課長。

( 村松 成弘 君 ) 総務課長です。佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

今回の改正は、地方公務員法の改正に基づく改正ということでございまして、この地方公務員法をそれぞれ引用といいますか、参考にしながら条例の改正をしております。処分等の降任というところにつきましては、これは根拠法令が違いますので、今回の条例改正につきましては、あくまでも地方公務員法の改正に伴う文言を引用しているということでございます。以上です。

議長

( 中根 幸男 君 ) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

( 西田 彰 君 ) 一点お伺いします。

町長の議案説明の中にもありましたが、四つあるということで、その中で再任用短時間勤務というのがあります。再任用制度は廃止されるわけですが、暫定的に再任用の特例措置を設けるということですので、暫定ということになると、最終的には再任用はなくなるということによろしいのでしょうか。

議長  
総務課長

( 中根 幸男 君 ) 村松総務課長。

( 村松 成弘 君 ) 総務課長です。西田議員のご質問にお答

えをいたします。

今回の職員のこの地方公務員法の改正につきましては、基本的には職員の定年年齢の引き上げ、それから再任用制度の廃止ということでございます。この定年延長、職員の定年年齢の引き上げにつきましては、制度が完成するのが令和14年度からになります。その経過期間が令和5年度から令和13年度までが計画期間ということでございますので、その計画期間は暫定、再任用という制度がございますけども、それが制度が完成した令和14年度からはなくなるということでございます。以上です。

議長 (中根幸男君)他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

日程第2、議案第86号「森町定年退職者等の再任用に関する条例を廃止する条例について」から日程第5、議案第89号「森町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案4件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

(発言する者なし)

議長 (中根幸男君)「質疑なし」と認めます。

日程第6、議案第90号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第8、議案第92号「森町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案3件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

5番、川岸和花子君。

5番議員 (川岸和花子君)川岸です。

今までは、森町は定年を迎えてから会計年度任用職員という形で再雇用、嘱託するという形をとっていたと思うのですが、それ

が今後は定年前再任用短時間勤務職員に移行すると思うんですが、給料の60歳のときの7割の給料月額と明記されております。この会計年度任用職員の給料というものがどのようなものかわからないのと、その比較をしてどうなのかと、その差がどれぐらいあるのかなと思ったのでそれを伺います。

議 長  
総務課長

( 中根 幸男 君 ) 村松総務課長。

( 村松 成弘 君 ) 総務課長です。川岸議員のご質問にお答えをいたします。

まず正規職員で残られる方につきましては、7割の水準ということでございますので、例えば管理職の方につきましては、管理職のときの給料、60歳のときの給料の7割が支給されるような形になります。ただ、支給の基準となる号給が直近階ということで給料表が下がりますので、その給料表が下がったところの給料を元に7割の数字になるわけですが、そこで60歳のときの給料と下がったところの給料表では給料表が違いますので、基本となる号給については、下がったところの給料表の7割を使うわけですが、支給する、実際に受け取る給料の額は、60歳のときの給料7割になるように調整額というものがございまして、実際には60歳のときの7割水準に維持されるということでございます。

定年前再任用短時間勤務職員につきましては、この給料につきましては、級ごとに単一の給料月額で、あくまでも短時間勤務でございますので週15時間30分から31時間までの間で勤務時間が選択できますので、この給料につきましては、1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じるということになります。

それから会計年度任用職員につきましては、現行おおよそ1級25号給ということで16万7,000円というようなことで支給をしております。以上です。

議 長  
5番議員

( 中根 幸男 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 定年前再雇用短時間勤務職員の説明も、

よくわかりました。では、正規で働く方もその定年前の給料の7割ということで、その7割はいただけると。でも、例えば今年度定年を迎える方は、その制度は採用されていないので、多分このまま働こうと思うと、会計年度任用職員という形になると思うんです。そうなると、16万7,000円のお給料で働く。その制度で定年を迎えた方は、2年後に28万1,400円とかという金額をもらえるとなると、結構その差が大きいと思うんですけれども、結構差額があるのでそこに対する何か対策とかは考えておられるのかどうか伺います。

議長  
総務課長

( 中根 幸男 君 ) 村松総務課長。

( 村松 成弘 君 ) 総務課長です。川岸議員のご質問にお答えをいたします。

定年前再任用短時間勤務職員につきましては、職務の内容につきましては、いただく職務給に依じての業務ということでございますので、内容的にはやはりある程度の責任等もあるような業務となっております。会計年度任用職員につきましては、あくまでも一般事務等ということで、職務の重みといいますか、その辺りの相違がございます。また、根拠となる制度とかそういったところも違いますので、その辺りで定年前再任用短時間勤務職員、それから会計年度任用職員の給料の差というのは致し方ないというようなことで思っております。以上です。

議長  
3番議員

( 中根 幸男 君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤 明孝 君 ) 議案第91号、今の職員の懲戒の手続き等についての条文の中に、暫定手当と地域手当と二つの手当が記載されております。そして対照表も、同様の文句が記載されております。対照表は下から4ページ目です。ここに書かれている暫定手当、地域手当というものがどういった手当なのか。

そして更に、この中で地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする、その額は引かないということなんですが、こら辺の意味をご答弁願いたいと思

議長  
総務課長

います。

( 中根 幸男 君 ) 村松総務課長。

( 村松 成弘 君 ) 総務課長です。ただ今の佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず暫定手当と地域手当の関係でございますけれども、この条例の改正につきましては、現行、給料表で規定されているものが本給と地域手当ということで、暫定手当という言葉が従前の言葉で実態に合っていないというようなことでございますので、現在、支給しているものは地域手当。地域手当につきましては、地域手当が支給できる勤務地がございますので、そういうところに勤務された職員については、地域手当を支給するということになっております。

この後段のこの場合においてということでございますけれども、今回の定年延長に基づきまして、61歳になるときに給料表が降任等で減給と、給料の支給額が変わるということでございますので、60歳のときに減給されている職員が60歳を迎えて降給になった場合というのは、降給後は給料の基準となるものが変わります。ですので、この給料の10分の1を超える場合に減給額を減らすということでございます。ですので、現在の懲戒処分につきましては、ここに記載をしているとおりの給料の10分の1を減らすと。それがまず基本になりますけれども、これが定年延長によりまして、60歳のときに受けている、例えば管理監督職が貰っている給料の10分の1と、60歳を超えてから降給になりますので、その貰う金額がこの給料表がだいぶ下がります。ですので、60歳のときの給料の10分の1と、降給後の給料の10分の1を比較すると、60歳のときの給料表の10分の1の方が高額になってしまいますので、その降額分については、その降給後の10分の1に減らす。そこまで減額するというような規定となっております。以上です。

議長  
3番議員

( 中根 幸男 君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤 明孝 君 ) 今のお話、ちょっとどこを捉えていいの

かよくわからない部分がたくさんあったんですが、早い話、号数が変わるのか、等級が変わるのか。

そして、職員の懲戒の手続き等ということで条例の冒頭がこのようになっています。ということは、これはいわゆる懲戒処分を受けた職員に対するものというように解釈してよろしいのかどうか。そして、もしもそうであるならば、懲戒というのは公務員としてふさわしくない非行等があった場合に課される処分ということだと思いますが、そういった方に対する、ある意味これ擁護するような条例的なものになるのかなと思いますけれども、そこら辺のお考えを伺いたいと思います。

議 長  
総務課長

( 中根 幸 男 君 ) 村松総務課長。

( 村松 成 弘 君 ) 総務課長です。佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

この条例につきましては、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例ということの改正でございます。この条例の目的といたしましては、地方公務員法第29条第4項の規定に基づきまして、職員の懲戒の手続き及び効果に関し規定することを目的とするということになっております。

そして、減給の場合については、給料及びこれに対する、改正前ですけど暫定手当の額の10分の1以下に減ずるものとするという規定があります。今回の改正につきましては、先ほど申し上げましたとおり減給されている職員、例えば60歳のときに40万円の給料をいただいていた職員が10分の1を減ずるということで、40万の10分の1は4万円でございますので4万円が減じられたわけですけども、これが定年延長ということで降給になった場合、例えば給料が28万円に号給が下がったというところだと、28万の10分の1は2万8,000円でございますので、28万円の給料をもらう方に対して4万円の減給というところについては、この本給との差がありますので、この4万円を2万8,000円に減額するというような内容でございます。ですので、給料表そのものも降給によりま

して号給が下がるということで、下がった号給を基準に10分の1の減額をするということでございます。以上です。

議長  
3番議員

( 中根幸男君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤明孝君 ) これで最後の質問になります。今のお話で大体わかりました。

最後にお聞きしたいのは、先ほどその地域手当について勤務地のお話をされましたが、地域手当、その勤務地に赴任する方の勤務地というのは、例えばどういった勤務地を指されるのか。例えば寒冷地とか僻地とかというような内容なんでしょうか。

議長  
総務課長

( 中根幸男君 ) 村松総務課長。

( 村松成弘君 ) 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

この地域手当につきましては、国の施設があるというようなところでございまして、実際に森町の職員が派遣等で行くということとなりますと、東京もしくは県庁等の勤務。県庁につきましても、そこに住所を移してというようなところになるかと思えます。以上です。

議長

( 中根幸男君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 中根幸男君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第9、議案第93号「令和4年度森町一般会計補正予算（第12号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子君 ) 川岸です。

一般会計の補正予算の7ページから20ページまでの各課の光熱水費についてですけれども、エネルギー価格の高騰によって電気料金が上昇していることにより、追加計上されているということなのですが、こちらについての歳入が一般財源から出ているということで、以前の10号補正では、保育所や福祉施設とか、農業の

肥料に対する電力・ガス・食料品等価格高騰対策支援事業については、国の交付金が財源となっていたんですけれども、今回、こういう自治体の施設へのその部分の国からの交付金というものは見込めないものでしょうか。

議長  
企画財政  
課長

( 中根幸男君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐藤嘉彦君 ) 企画財政課長です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えをいたします。

補正10号に関しまして、特に指定管理施設における影響額については、これはコロナの地方創生臨時交付金の重点交付金と呼ばれているものですが、こちらの交付対象にもなったということで、補正10号の財源については、この国の交付金を充てさせていたいただいているというところがございます。

公共施設につきましては、ご指摘のとおり重点交付金の交付対象にはならないということでございますので、今回はコロナの国庫の交付金というものを財源手当とせず、一般財源で対応したというところがございます。以上です。

議長  
5番議員

( 中根幸男君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子君 ) では、今後も国からの交付金、そのコロナ対応の交付金以外でも、国からのものはいただけるような見込みはないのかという点と、前回公立森町病院の20,000千円も重点交付金の対象になったということで、交付されているということでよろしいでしょうか。

議長  
企画財政  
課長

( 中根幸男君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐藤嘉彦君 ) 企画財政課長です。ただ今の川岸議員の再質問にお答えをいたします。

今後、そういった物価高騰等の影響額に対する交付金等をもたらえる見込みがないのかという点でございます。これにつきましては、現時点では今後国から交付金があるというような話については、聞いているところではございません。強いて言えば、例えば特別交付税という制度があって、そういった中でこういったもの

を見れないかというところも少し考えてみたところでありましてけれども、県とのヒアリングの中で、やはり今回の災害の方が非常に大きなウエイトを占めているというところもあって、そういった電気料等に係る各市町等の特殊事情として、特別交付税というものを充てるということはなかなか難しいんじゃないかと、そういった感触を受けております。昨年度においても、物価高騰に伴う影響というものは特別交付税には算定されなかったという事情もありますので、現時点ではいわゆる町の一般財源で対応せざるを得ないのかなと考えているところでございます。

それから病院の関係についてでございますが、病院につきましては、先日の補正等で重点交付金の対象ということでさせていただいております。これにつきましては、こちらから直接県を通して国に照会をかけさせていただいて、対象になるのかどうかというところを少しやりとりをさせていただいた経緯がございます。基本的に公立病院であっても、公営企業会計として通常予算とは別に管理をされているという状況があれば、交付金の事業対象になるという回答をいただきましたので、それに基づいてコロナの交付金を充当させていただいて、病院の支援をさせていただいたということでございます。以上です。

議長  
5番議員

( 中根幸男 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 了解いたしました。

では、21・22ページの建設課のところですけども、11款2項1目の公共土木施設災害復旧事業が26,000千円計上されていますが、こちら台風15号の災害対応の追加分ということだと思いますが、こちらは細かいとは思いますが、どれぐらいの件数があって、主なところがわかれば教えていただければありがたいなというところ。

あと一点、19・20ページ。健康こども課さんの10款4項1目、幼稚園費のところ、退職された職員さんがおられるということで、どちらの幼稚園で、また嘱託講師の緊急任用ということで、

議長  
建設課長

これはどのような人を何人対応されたかということ。それと、預かり保育に支援を要する会計年度任用職員を、どちらの幼稚園にどのように、内容を伺わせていただきます。

( 中根 幸男 君 ) 中村建設課長。

( 中村 安宏 君 ) 建設課長です。ただ今の川岸議員のご質問で、21・22ページ、災害復旧費の手数料のご質問でございます。

まず、ご質問の件数に関しましては、この補正予算の編成時点の数字を申し上げますと、建設課所管分といたしまして、全部で333か所ございました。内訳といたしましては、道路が199か所、河川に関する被害が134か所というところで被害の箇所数を把握しております。

それから主な箇所というところでありますけれども、333か所ありますので路線で言いますと、鍛冶島地内のツバキ沢沿いの三倉下田線の路線におきましては、公共の補助災害も3か所ほどございましたが、その他にも小規模なものもございました。

今回、以前この手数料につきましては、第7号・第9号で補正予算をいただいて対応しているところでありまして、今回この26,000千円の対象になっている箇所といたしまして主なものといたしましては、同じく鍛冶島の地区の柿之平片吹線、椋地側の橋がございまして、ここの河川の護岸との取り合いが崩壊しているというようなところがございました。その他金額の大きいものでいいますと、橘地内の大上宮奥線という路線がございまして、そこの河川の取り合いの路肩が、洗掘により崩壊したということでございまして、ガードレール等も被害を受けまして、その復旧に充てる費用なども計上させていただいております。以上になります。

議長  
健康こども  
課長

( 中根 幸男 君 ) 朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈 礼子 君 ) 健康こども課長です。川岸議員のご質問にお答えいたします。

まず一点目の幼稚園管理運営費の会計年度任用職員報酬につい

てでございますが、嘱託講師の緊急任用ということで不足分を計上しております。正規職員の退職につきましては、一宮の幼稚園で1名退職を8月末にしましたので、9月からその学級の元々の支援員を、嘱託講師として任用替えをいたしました。その報酬の不足分として計上しております。

二点目の預かり保育の事業に伴う会計年度任用職員の報酬でございますが、対象となる幼稚園につきましては、園田幼稚園、森幼稚園の預かり保育となっております。支援員自体の全体の数は23名を任用しておるところでございますけれども、その中で1日の支援員の数を1名ずつ増やして対応することから、その増額分というところで計上しております。実際に園田幼稚園につきましては、年間預かり利用児の5割程度が支援を要する子となっておりまして、森幼稚園につきましては、同じく年間預かり利用児の2割程度が支援を要する子なのですが、森幼稚園は年少児に要支援児が多いというところで、支援の手が必要となっております。そのためにそれぞれ1名ずつ増員という形をとっております。以上です。

議長 (中根幸男君) ここでしばらく休憩をします。

(午前10時31分～午前10時45分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はございませんか。

3番、佐藤明孝君。

3番議員 (佐藤明孝君) お願いします。数点ございます。

まず一点目ですが、12ページ、6款1項1目、農業委員会費についてでございます。金額的には非常に少ないんですけども、町長の説明の中でタブレットのお金のようなことをおっしゃっておられました。タブレットの導入ですよ。これにつきましては、金額的に非常に215千円と金額が少ないんですが、農業委員等となっておりますから、これ農業委員の他にどなたが使われるやつなのか。そして、これ台数的には何台を予定されているのか。そ

こちらをお聞きしたいと思います。

そして二点目につきましては、14ページになります。8款2項3目、道路新設改良費です。これは県の実施するというので、県道になりますから主体は県がやられる工事だと思いますけれども、この事業の事業費総額はどのぐらいになるのか。また、その中で森町が負担する額がこの金額なのかというところを確認をしたいと思います。そして、もしわかればどこの工事現場にあたるのか。それをご答弁願いたいと思います。

そしてこれ最後になりますけれども、先ほどの21・22ページ、26,000千円の関係でございます。これにつきましては、台風15号に伴う復旧費というようなことで書かれてございます。これは9月の23・24日の豪雨の関係ですが、復旧工事はこの工事をもって最終になるのか。もしくはこの工事が終了して、ある程度が目処がつく状態なのかということ。そして更に、この激甚災害ということで認定を受けていることと思いますけれども、今回のこの崩土等の除去場所等については、激甚認定を受けた場所にあたるかどうか。そういったところも踏まえて、数点でございますがご答弁を願いたいと思います。

議長  
産業課長

( 中根 幸男 君 ) 長野産業課長。

( 長野 了 君 ) 産業課長です。佐藤議員の補正予算ページでいきますと、11・12ページの農業委員会費、消耗品、使用料及び賃借料に係るご質問でございます。

町長の提案理由にありましたように、タブレット購入に係る費用になります。ご質問の農業委員等という「等」についてどうかということですが、農業委員さん、あとは推進委員さん、そして役場の職員も有効に活用して、このタブレット購入に係る効果的な業務を行っていきたいと考えております。台数ですけれども、6台分でございます。この6台については、県の農業会議等と調整して、各地区ごとに1台ということで、6台ということで購入を予定しているところでございます。使用料賃借料のタブ

レット端末管理ソフトライセンス料ということでございますが、これも6台分に係るライセンス費用ということでございます。その内容としては、タブレットを使用するにあたって、インターネットに接続可能なタブレットやスマートフォンをクラウドで一元管理設定することができるシステムのシステム料ということになります。例えば業務を行ううえで必要なアプリを一斉にインストールしたり、またその逆で、業務上必要のないアプリのインストールを制限したりすることができるということでございます。また、万が一端末を紛失したときでも、遠隔操作でロックをかけられたり、位置情報を把握したりすることができるシステムということで、タブレットを持って現場に出かけたり、タブレットを通じて航空写真等、地図等を見ながら現地の調査を行ったり等々、農業委員さん、または職員、推進員さん等が効果的に活用できるようということで、今回予算を計上させていただいたところでございます。以上です。

議 長  
建設課長

( 中根 幸男 君 ) 中村建設課長。

( 中村 安宏 君 ) 建設課長です。佐藤議員のご質問にお答えします。

13・14ページ、県単事業負担金についてのご質問であります。おっしゃられますとおり、これは県の事業に対する町の負担金でございまして、この事業費につきましては、当初の見込みを上回る工事を行っていただけるということで、その差額について、今回、補正予算を計上させていただいているところでございます。この負担率につきましては、工事費の1割というような規定に基づきまして計上をさせていただいております。

それから現場につきましては、2か所ございます。負担金の対象になっている2か所につきましては、県道袋井春野線、場所は三倉の大府川地区にございます。これの道路拡幅に伴う工事費3,425万円に対しまして、負担金額がその1割の342万5,000円となります。それから2か所目が、藤枝天竜線、同じく三倉地区の中

野です。同じく道路拡幅に関する工事でありまして、工事費5,580万円、その1割の負担額ということで558万円を計上させていただいております。合計で事業費が9,005万円ということで、その1割に相当する合計で約900万5,000円を補正後の予算として計上をさせていただくということになります。

それから二点目の21・22ページ、災害復旧費の手数料に関するご質問でございます。この補正でこれで大体最終になるのかというようなことでございますけれども、発災から2か月ほど経ちまして、11月末時点でございますと、だいぶ被災箇所については通報も少なくなってきました。ただ、まだ断続的に被害状況が報告されているというような状況がございますので、おおかた今回の補正で対応が大きなところについては、できるとは思っておりますけれども、これからも何点か、何か所か被災状況が報告されることも考えられるということでございます。

それから手数料に関しまして、手数料以外で公共の補助災害というものを、ただ今11か所申請をさせていただいております。これに関しましては、前回の補正予算におきまして委託料を計上させていただいて、測量設計などを進めております。来週国の査定があつたりしまして、だいぶ予算は確定することになりますけれども、この辺の予算につきましては、また今後の補正予算で計上させていただくこととなりますので、あくまでも今回の26,000千円に関しましては、簡易な復旧作業に係る手数料ということで計上をさせていただいております。この手数料に関するような被災につきましては、だいぶ落ち着いてはきているところでありますけれども、今後もまだ想定はされるというように考えております。

それから激甚災害に指定されているが、この辺の対応はどうだというようなご質問だと思います。この激甚災害につきましては、補助の災害復旧事業費に適用はされるということで認識はしておりますけれども、この手数料で行うような簡易な復旧事業については、この激甚に指定されたからというところで何か支援がある

かということはないと認識しております。以上です。

議長  
3番議員

( 中根幸男君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤明孝君 ) タブレットの関係もよくわかりました。そして道路新設の関係につきましても、本当に丁寧なご答弁ありがとうございます。そしてただ今の件につきましても、26,000千円よくわかった次第でございます。

もう一点先ほど言い忘れてしまった部分があって、13・14ページの農地事業費、ため池の事業でございます。今回につきましては、3か所全て一宮地区で事業を行うというご説明でした。これにつきましては、森町にはこういったため池というのが何か所ぐらい存在するのか。そして、ここについて今回一宮になっておりますけれども、改修等事業については、優先順位等を定めて地区を決定されているのか。そして、今回の15号によってため池が被災を受けたというところも話を聞いております。そういったところについては、激甚認定等はされているのかどうか。そこら辺をご答弁願えればと思います。

議長  
産業課長

( 中根幸男君 ) 長野産業課長。

( 長野了君 ) 産業課長です。

予算のページでいきますと、13・14ページ、農村地域防災減災事業、団体営農村地域防災減災事業ため池改修基本設計等委託料に係るご質問でございます。

この委託料については、提案理由にもございましたけれども、当初、令和5年度で行う予定であったものについて、国の総合経済対策に伴う補正予算の割り当てがあったということで、前倒しで予算を計上させていただいているものでございます。

この基本設計等という「等」がでございます。この基本設計については、宮ノ谷上池と宮ノ谷下池について、来年度行う予定であった基本設計委託事業を行いたいと。予算書の「等」については、これは基本設計をやった後に事業計画申請という作成業務を経たうえで実施設計、そして工事と移っていきますので、水戸ヶ谷池

については、今年度基本設計をやらさせていただいておりますので、ここについては、水戸ヶ谷池の事業計画申請書作成業務委託事業ということに係る予算になっております。

ご質問のため池はどのぐらいあるのかということでございます。ため池については、それこそ平成30年7月の西日本での豪雨を受けて、国がため池の整備をするという方針の下に、森町においては16か所のため池があります。そのうち農業用ため池でございますので、農業用の受益のあるため池は、11池になっております。こういったため池について、基本的には県が静岡県ため池整備計画というものを策定し、その計画の中で各市町がため池の整備、要は危ないかどうかを調査したうえで整備をしていくという計画になっております。森町において今後ため池をどうやっていくかということでございますけれども、その中で要は廃止するもの。これについては、農業用として廃止するものという位置づけのため池と、今後も農業用のため池として改修が必要なものというようにまずは分かります。その中でこの整備をするにあたって、事業主体が町と県にわかれています。これについては、県がある基準で県が県営としてやると。当然これについても、町の負担金が出てくるわけなんです、県営としてやるもの。町が事業主体となって団体営という言い方をするんですが、各自治体、各市町が事業主体となってやるものに分かれております。町がやるものとして、一宮地区についてはそのため池があって、用水が流れる水田等があって、それがまた排水されて、一宮川、そういった川に流れて行って、最終的には太田川に合流するんですが、太田川水系なんだけども、太田川に合流するのが少し距離的に遠いということから、町がやることになっております。それは県が整理したので、そういう形になっております。その中で、一宮地区の水戸ヶ谷池、昭和新池、宮ノ谷上池・下池については、町が事業主体となって整備をしていくという形になっております。

その他に県が事業主体になってやっていくものについては、薄

葉の新池、睦実地区の大沢上池・下池、善正庵池、天ノヶ谷池、大池といったものが、県が事業主体となってやっていくといった形になっております。工事については、そういった先ほど申しあげました基本設計、事業計画申請、実施設計、そして工事ということで、概ねそれぞれのため池で4、5年をかけて整備をする予定になっておりますので、実際に工事、実施設計等に入るのが、早いもので令和6年度といった形になって、現在の計画ですと令和9年か10年までに、これは当然国の予算のつき具合によるんですけども、ため池の工事をそれぞれやっていくといった形になっております。

ご質問の中にもありました、今回の豪雨で被害があったところもあると聞いているという内容でございました。それについては、水戸ヶ谷池が少し崩れております。水戸ヶ谷池については、堤体から少し水が出ているので、それについて、その原因が堤体の中にあるのか。水が出ているところが、山の背に近いところなんですよね、沢でため池をせき止めてやるので。山からの水なのかというのを、今、水戸ヶ谷池の水を抜いた状態を保ちながら、どれだけ雨が降ったときに出るのか。溜まっていないから出ないのかというのを、今、県と一緒に調査をしております。そういったこともあって、水戸ヶ谷池については前倒しをしてできるだけ早く、それが堤体自身に問題があるかどうかというのはわからないんですけども、その堤体自体が耐震とかそういったものでやっぱり整備が必要という判断は事前になされているので、その中でも水戸ヶ谷池については、早めに対応していった方がいいじゃないかということにはなっております。県の方にも現場を見ていただいて、今回の補助災害、先ほど建設課長から説明のあった公共の補助をいただいている災害については、対象とちょっと難しいじゃないかというのを県の方に見ていただいているので、町としては今回のその水の出方の調査をしたうえで、町でより崩れない処置をその後させていただいて、また基本設計、そういった作業に、事業

計画申請作業に移させていただきたいなと思っております。

今回の補正については、国の補正予算がついて前倒しでやりたいということなのですが、やはりなかなか期間も短いので、今回補正を県も同時期に県議会にも出させていただいて、その上で入札等そういう委託を決めたうえで、またこの期間ではなかなか難しいということになると思うので、3月議会等で繰越して、しっかりやっていきたいというようなものに当たる事業になります。以上です。

議長  
3番議員

( 中根 幸男 君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤 明孝 君 ) 難しい内容でしたが、わかりました。以上で結構です。

議長  
4番議員

( 中根 幸男 君 ) 他に質疑はありませんか。

4番、平川勇君。

( 平川 勇 君 ) 平川です。

10ページ、返還金についてですが、子ども・子育て支援交付金過年度返還金、この金額が結構大きいもんですから、この説明をお伺いします。

18ページ、学校教育課ですが、小学校中学校の管理運営費、光熱費の問題ですが、この学校別の内訳をお伺いしたいです。

議長  
健康こども  
課長

( 中根 幸男 君 ) 朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈 礼子 君 ) 健康こども課長です。平川議員のご質問にお答えします。

10ページの真ん中の健康こども課の保育園費、国庫支出金等返還金の2行目の子ども・子育て支援交付金過年度返還金でございます。この子ども・子育て支援交付金につきましては、この交付金の内容なんですけども、対象となるものにつきましては、乳幼児全戸訪問事業、それから放課後児童クラブの事業、幼稚園・保育園の一時預かり、それから子育て支援センター事業。利用者支援としまして、保育コンシェルジュとか、その事業です。それと、延長保育というような内容で交付金が成り立っておりますけど

も、実際の実績の前の交付決定額が1,415万5,000円の交付決定を受けまして、その額を受け入れております。実績につきましては、1,173万9,000円ということで、その差額分として、2,416千円の過年度返還となっております。内容的には、放課後児童クラブの減額が170万程度です。それともう一つ、一時預かりの幼稚園分が60万程度の減額となっております。実際の活動の内容のところの実績でございますので、放課後児童クラブにつきましては、児童クラブの定員によって支援員の配置が変わってきておりますし、一時預かりの幼稚園分についても、同じくその支援員分がやはり変わってきているというような状況で減額となっております。以上です。

議長  
学校教育  
課長

( 中根 幸男 君 ) 塩澤学校教育課長。

( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。ただ今の平川議員の二問目のご質問にお答えいたします。

資料17・18ページ、学校教育課分の光熱水費、小学校管理運営費分と中学校管理運営費分の内訳についてでございます。

まず、小学校に関して申し上げます。それぞれ今年度、令和4年に入りまして、9月までの実績と、10月から単価の見直しがございますので、10月から3月までの見込みを足しまして、それに足りない部分を今回補正として6,220千円計上させていただいております。

それぞれの単価を申し上げますと、飯田小におきましては、年間の見込みの金額ですけれども、439万4,273円。1000円単位で申し上げますと、439万5,000円の見込みがありまして、それに対して10月からの見込みの予定額を足しまして、不足分が111万9,000円でございます。同じく宮園小につきましては、年間の見込みが829万2,000円であったものが、予算額との不足額が286万8,000円。森小につきましては、不足額が201万9,000円。旧天方小につきましては、不足額13万4,000円。旧三倉小につきましては、7万5,000円。合計いたしまして621万3,000円ですけれども、それらをま

とめまして今回の補正額6,220千円とさせていただいております。

引き続きまして、中学校の管理運営費につきましても、同様に今年度の見込み額と当初予算の不足額ということで申し上げます。旭中につきましては、235万9,000円の不足が見込まれると。森中につきましては、195万1,000円。旧泉陽中におきましては、13万4,000円の不足が見込まれるという見込みを基に今回4,000千円の補正をさせていただいております。以上です。

議 長  
8 番議員

( 中 根 幸 男 君 ) 8 番、中根信一郎君。

( 中根信一郎 君 ) 説明書の15・16ページ、8款5項1目の住宅管理費ということで、定住推進課の町営住宅の管理費の修繕費2.850千円ですが、これについては、温水器の1器の交換になるのかなと思います。それと排水管の漏水ということと、それと中川団地での漏水ということだったかと思いますが、温水器が現実1台だけなのか、それとも何台もついているうちの1台なのか。それについてと、漏水に関しては、かなり建物が古くて老朽化していて漏水が起きているのかどうか。その辺のこれから他の部屋とかに影響がある可能性があるかなと思ひまして、そういったものの調査等をなされているのかどうか、それについてお伺いをしたいと思います。

議 長  
定住推進  
課 長

( 中 根 幸 男 君 ) 森下定住推進課長。

( 森 下 友 幸 君 ) 定住推進課長です。中根議員のご質問にお答えします。

やざき団地の電気温水器につきましては、各部屋に1台ごとについておりまして、夜間電力を利用した電気温水器となっております。エコキュートとかではありません。その温水器につきましては、建設当時から残っているものもありまして、かなり老朽化も進んでいるもの。それで使えなくなった段階で更新を行ってききましたが、本年度、実際は4台の不都合が生じまして、既に取り替えを進めているところです。今回、補正をお願いしたのは、1台分の予算が不足する見込みになったということで計上させて

いただきました。

それから、やぎき団地、中川団地で漏水が発生しているということですが、こちらにつきましては、その漏水の内容については、温水の給水管が接続部で漏水を起こして、その水が床下から下の階に落ちて、その天井から下の階の居室に入ってくるというような事故であります。この温水の給水から漏水が発生するという事例は毎年のように発生しております、やっぱり建設から30年以上経っている建物でありますので、やっぱり老朽化が進んでいるということなのですが、実際は床下の配管でありまして、実際のその工事というのは、床を剥がして工事をしなきゃいけないということで、現在、まだ漏水を起こしていない部屋の調査ということは、なかなか難しいものですから行っておりません。実際の漏水が発生した段階で、その都度対応しているという状況であります。以上です。

議長  
8番議員

( 中根 幸男 君 ) 8番、中根信一郎君。

( 中根信一郎 君 ) 老朽化に伴う漏水等が毎年あるというお話でございましたが、ある程度年数が経ちますと、やはり全体的にいろんなところで老朽化の影響で修理がかかっていくかと思えます。特に水の関係は、昔ですと管も鉄の管を使っていたりする場合もありますし、排水についても、いろんな構造上の問題があったり、いろいろするかと思えます。今後どこかのところで全体的に、1階であれば1階ずつ新規に配管をやり直すとか、そういうことも必要になるかなと思えます。それについては、今後いろいろ検討なさるかなと思えますが、毎年漏水があったりいろいろしているという中で、住人の方に今回影響があつて移っていただいて、改修が終わったらまた戻ってくるというような形になるのかなと思えますが、どのぐらいの期間を移っていただかなければいけないのか。また、短期間とは言え、移ったりということになると、いろいろ引越しのこともかかるのかなと思って、住人の方にそれなりにちょっとご迷惑をかけているのかなと思ったんで

議 長  
定住推進  
課 長

すが、その辺の配慮だけ十分になさっていただきたいなと思います。その辺十分にさせていただいているのかどうか、その辺だけお伺いをします。

（ 中根 幸男 君 ） 森下定住推進課長。

（ 森下 友幸 君 ） 定住推進課長です。中根議員のご質問にお答えします。

先ほど自分の答弁の中で、中川団地のことだけ話をしてしましまして申し訳なかったです。やざき団地については、一般排水の配水管が1階の部屋の床下で脱落をしているということで、1階の部屋の床を全部撤去して基礎内の配管を工事しないと対策できないということがわかったものですから、移転が必要ということになっております。

やざき団地につきましては、その影響がある部屋が一番西側の1階と2階の部屋になります。その部屋については、地下の配管の脱落によって湿度が上昇することによって、その2部屋はカビが酷く発生しております。今回、このような補正をお願いした内容につきましては、その2部屋は明らかに住んだまま、人がいる状態での工事ができません。ですので、一旦その部屋を開けていただいで工事しなきゃいけない。そのためには団地内で他の部屋に移っていただくことになるんですが、やざき団地の4階の部屋、4A2と4B1という部屋があるんですが、その部屋が今年に入りまして続けざまに退居になりまして、空き部屋になりました。ですので、その1階、2階の部屋の方が同じ階段で使える部屋が2部屋確保できたということで、その2部屋の入居者の方に工事をやるために移転が必要なんだけどという話をしたら、その4階の部屋に移って、そのまま仮住居ではなくて、その部屋に変更してもらえればそれでいいということになりました。そういうことであれば、空いた2部屋を本当に使う部屋としてしっかり補修をして、1階、2階の部屋を完全にお互い4階の部屋に変更するという形になりました。そうやってやって、本来であれば仮部屋か

ら当初入っていた部屋に戻るとというのが本来でありますけれども、今回は一方通行で行ったっきりで移転を行うという方法、それが一番経費的には安く上がるわけなんです、そのようになったもんですから、今回、1階、2階から4階へ移る引越し費用も、手数料という形でこちらが引越し業者さんに依頼しまして、家財道具等の移転を行うという形で予算計上をさせていただいたところです。荷物を運ぶだけが引越しではありませんので、やっぱり1階、2階の方には住所変更とかいろいろお手数をかけるのですが、その点については、今後も町営住宅に入居していただけるということで協力をお願いして、快く協力していただいているところです。以上です。

議長

( 中根 幸男 君 ) 他に質疑はありませんか。

11番、西田彰君。

11番議員

( 西田 彰 君 ) 今のやざき団地の補足質問をさせていただきます。

地元の団地ということでときどき伺うんですけども、元々ここは、それこそツバメの巣がいっぱい作られていて不衛生なところで、これは対策をしていただいたんですが、完全ではないと、これは団地そのものの作りの問題だと思うんですが。それと湿気が多いという、裏にお寺の山を抱えている中で湿気が多いということで、非常に住まれる方も苦しめている方もあるし、そんなに苦にならないよという方もいるわけです。

少し補正と外れるかもしれませんが、やっぱり行政として今後長い目で見ると、私はちょっとこの団地そのものをもう建て替えるべきだと考えているんです。もう作りそのものが、元々あんなに日当たりがいい、愛光園の裏で日当たりのいいところなのに、中は暗ぼったいと。非常にこれは設計そのものが良くなかったと思います。その辺でそこの行政、今後のことになりますけども、お答えできればどのように考えているかお願いします。

議長

( 中根 幸男 君 ) 森下定住推進課長。

定住推進  
課 長

( 森下友幸 君 ) 定住推進課長です。西田議員のご質問にお答えします。

やぎき団地につきましては、西田議員もご存知のとおり、比較的新しい、町が管理している団地の中では2番目に新しい団地ではありますけれども、過去においては、ツバメが営巣して、糞で階段、ロビー等が汚れるということがありました。これはネットを設置することによって、だいぶ防ぐことができたかと思っています。

それから、今回の補正にも関連しますけれども、各居室のカビが発生しやすいという問題があります。鉄筋コンクリート造の建物ですので、結露というのについては回るものであります。ですが、他の団地にも比べてもやぎきにおいては、カビの発生が多いのかなと考えております。その結露対策につきましては、やぎき団地に限らず、入居者の皆さんに結露防止のためのパンフレットを作成しまして、換気の徹底ですとか、そういうのをお願いしているところです。

やぎき団地そのものの設計が悪いのではないかなということでしたが、確かに他の団地については、単純なチョコ、よかんのような形といいますか、直方体の形で、階段室型であったりとか、通し廊下型の構造であります。やぎき団地に限っては非常に複雑な構造をしておりまして、ジャングルジムのような構造になっておりまして、各部屋の形も確か5種類とか6種類あって、一定ではありませんので、非常に複雑な構造をしているということがあります。そういったものもツバメだとかカビだとかの発生の原因になっているんじゃないかなとは想像はしております。

西田議員からお話がありました将来的には建て替えを計画したらどうかということでもありますけれども、ちょっと唐突すぎて今考えていなかったものですから、貴重なご意見として伺って、今後の研究の糧にしていきたいなと考えております。以上です。

議 長

( 中根幸男 君 ) 他に質疑はありませんか。

6 番議員

6 番、岡戸章夫君。

( 岡戸章夫君 ) 6 番、岡戸です。

12ページの産業課さんのところで、6款1項1目のところの先ほどもちょっと出ましたけれども、タブレットの導入のところです。この農業委員会でのタブレットの主な導入にあたって、外で持ち出す機会が非常に多いと思うんですけれども、通信環境についてはどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

質問の趣旨としては、私も推進員をやらせていただいていますのでわかりますけれども、毎月の上がってくる農地の権利関係の現地確認ですとか、年1回に行っている農地の現況確認。去年は作付していたところが、今年は例えば耕作放棄をしているとか、そういった確認なんかも毎年やっているんですけれども、そうしたときに今はプリントアウトされた航空写真、そういったものをそれぞれ地区の担当の方が、持ち出して現地に行って確認して書き込んで、それを産業課さんで取りまとめして集計しているというような流れがあります。タブレットが活用されることによって、そういったものがクラウド上でなされることが期待されると、今、DXの推進とか進められていると思いますけれども、非常に効率が上がるんじゃないかなと思って期待をしているところです。そういったところで外で持ち出す機会が非常に、持ち出してこそ生きてくるタブレットだと思いますので、そこら辺の通信環境についてどう考えているかお尋ねします。

議長  
産業課長

( 中根幸夫君 ) 長野産業課長。

( 長野了君 ) 産業課長です。岡戸議員の12ページ、農業委員会費のタブレットに係るご質問でございます。

今ご発言があったように、屋外で持ち出して使用していくと、今、岡戸議員からありましたように、効果的な作業になるのではないかと考えております。通信環境については、それこそタブレットでございますので、普通のスマホと同じような通信環境で、月の上限が50GBが一台についてありますので、十分な容量かな

とは考えております。当然本当の奥地になると見えないパターンや、ちょっと画像が落ちたりというところもあるかと思いますが、そういった形で使用できるということで聞いております。これについては、それこそ付け加えますと、国の補助金、県を通じて金額いただくということで、県支出金ということで歳入にも載っておりますので、そういった形で国庫補助を有効に活用して整備していきたいと考えております。以上です。

議長  
6番議員

( 中根幸男君 ) 6番、岡戸章夫君。

( 岡戸章夫君 ) 確認ですけれども、そうしますとその交付金をもって毎月の通信料も込みで全部賄っていただけるということで、森町としては、実際に使うときに関しては特段考えなくていいという解釈でよろしいでしょうか。

議長  
産業課長

( 中根幸男君 ) 長野産業課長。

( 長野了君 ) 産業課長です。岡戸議員の再質問にお答えします。

今、ご質問のありました通信費についてです。これについては、もう少し私が説明をすればよかったんですが、これについては、今回補正をお認めいただければ、いろいろ手続き等をして3月に購入できる見込みになっております。

仕様については、来年度からということになりますので、来年度については、通信費について予算を計上させていただきたいなと思っております。通信費については、農業委員会のその活動の交付金の中で見れる予定だと今は聞いておりますが、国の予算もまだ財務省との折衝が終わらない、大体12月末とかになると思うんですが、査定中でございますので、概算決定すれば、国会に提出されれば、それについてどういう見込みだということは確定していくのかなと思いますが、今の県の説明では、農業委員会の交付の活動の経費の中で見えていただける予定と聞いております。以上です。

議長

( 中根幸男君 ) 他に質疑はありませんか。

議 長 ( 発言する者なし )  
( 中根幸男君 ) 「質疑なし」と認めます。  
日程第10、議案第94号「令和4年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」についてを議題とします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

議 長 ( 発言する者なし )  
( 中根幸男君 ) 「質疑なし」と認めます。  
日程第11、議案第95号「令和4年度森町水道事業会計補正予算(第2号)」についてを議題とします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
4番、平川勇君。

4番議員 ( 平川 勇 君 ) 平川です。  
3ページに事業予定キャッシュ・フロー計算書というのがあります。当年度純利益がマイナスの17,023千円なんですが、その下に未収金の増減額ということで、やはり未収金が15,756千円あるわけなんです。これをきっちり収金できていれば、こんなに大きな減にはならないと思うんですが、この未収金の内訳、どの程度回収できるのか。全く回収できないというのもあると思うんですが、ちょっとこの辺説明をお願いします。

議 長 ( 中根幸男君 ) 岡本上下水道課長。  
上下水道 ( 岡本教夫君 ) 上下水道課長です。ただ今の平川議員のご質問にお答えいたします。  
課 長 これにつきましては、公営企業会計ですので一般会計と違いまして、出納整理期間というものがございません。3月末日時点でもっての決算ということになりますので、例えば4月に収入があるとかというところも当然あるんですが、そこら辺が加味されていないものですから、この金額になっているということでございます。その内訳をうまくご説明できなくて申し訳ないのですが、

考え方といたしましては、そういったことでこの15,756千円がマイナス計上になっているということです。ただ、料金の未収金ということだけではございませんので、それにつきましては、ほぼ99パーセント以上、料金についてはここ数年間回収できているという状況になっておりますので、そのことだけをご承知おきください。以上です。

議 長

( 中根幸男君 ) 4番、平川勇君。

4番議員

( 平川 勇 君 ) わかりました。ただ今後、水道料金が上がっていくわけですよ。これに対して未収金というのは極力抑えていかないといけないと思いますので、ぜひ管理をしっかりとっていただきたいと思います。以上です。

議 長

( 中根幸男君 ) 5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子君 ) 5番、川岸です。

今回の補正について伺います。この送水ポンプ場の電気代ということなんですが、これは何か所かに渡るのでしょうか。場所をお願いします。

議 長

( 中根幸男君 ) 岡本上下水道課長。

上下水道

( 岡本教夫君 ) 上下水道課長です。

課 長

今回の補正の一番大きなものは、今おっしゃられたように、西部送水ポンプ場にかかる電気代でございます。これにつきましては、場所は中川上地内になります。ヤマハさんの会社がありますが、そこのちょっと東側といいますか、そこにポンプ場がありまして、主にはそこの口径100ミリのポンプが3台ございますが、このポンプを動かしまして、広域農道の西側にあります配水池へ水を送っているという施設でございます。以上です。

議 長

( 中根幸男君 ) 5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子君 ) 主なものということなので、その他に細かいものがあるかどうか伺います。

議 長

( 中根幸男君 ) 岡本上下水道課長。

上下水道

( 岡本教夫君 ) その他につきましては、井戸水源が今現

課 長 在4つございます。第2、第3、第4、第6の4つの水源の井戸、これは口径40センチで地下40メートルから汲み上げて送水しておりますため、その動力として電気を使っていますので、こちら4か所の井戸の電気料ということになります。以上です。

議 長 ( 中根幸男君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 中根幸男君 ) 「質疑なし」と認めます。

日程第12、議案第96号「静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 中根幸男君 ) 「質疑なし」と認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月21日午前9時30分、本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

( 午前11時46分 散会 )